

○いわき市小規模修繕契約希望者登録実施要綱

平成25年 6 月25日制定

(目的)

第 1 条 この要綱は、入札参加資格審査申請が困難な小規模事業者を登録し、市が発注する小規模修繕について、当該小規模事業者を積極的に活用することにより、市内経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「小規模修繕」とは、内容が軽易で、かつ、履行の確保が容易であると認められる修繕契約に係るものであって、設計金額が100万円以下のものとする。

(契約希望者の登録)

第 3 条 小規模修繕の契約を希望する者（以下「契約希望者」という。）は、市長の登録を受けなければならない。

(登録資格)

第 4 条 前条の登録（以下「登録」という。）をすることができる契約希望者は、市の区域内に本店又は住所を有する者であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) いわき市工事等に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等の基準に関する要綱（昭和52年 3 月28日制定。以下「指名競争入札参加者要綱」という。）第 4 条第 4 項に規定する入札参加有資格者名簿（建設工事に係るものに限る）に登録されている者
- (2) 指名競争入札参加者要綱付録第 1 に定める入札参加排除基準に該当する者
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が契約の相手方として不適当と認められる者

(登録申請)

第 5 条 登録を受けようとする者は、いわき市小規模修繕契約希望者登録申請書（第 1 号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 法人の登記事項証明書（申請者が法人の場合に限る。）
- (2) 身分証明書（申請者が個人の場合に限る。）
- (3) 希望する業種の小規模修繕を履行するために必要な資格、許可等を証するものの写し
- (4) 法人税又は所得税、消費税及び地方消費税並びにいわき市に納めるべき市税の納税証明書
- (5) 暴力団等でないことを警察等関係機関へ照会することに関する同意書
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(登録申請区分及び受付期間等)

第6条 登録申請は、定時申請及び追加申請とする。

2 登録の申請の受付期間は、定時申請にあつては市長が別に定める期間とし、追加申請にあつては通年（定時申請の受付を行う年度にあつては、当該年度の1月から3月までの期間を除く。）とする。

3 登録の有効期間は、定時申請にあつては申請を受け付けた日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して2年間とし、追加申請にあつては登録した日から直近の3月31日（定時申請の受付を行わない年度に追加申請を行う場合にあつては、当該追加申請を行った日の翌年度の3月31日）までとする。

（名簿への登録）

第7条 市長は、第5条の規定により登録の申請があつたときは、必要な審査を行い、登録を決定したときは、いわき市小規模修繕契約希望者登録名簿（第2号様式。以下「登録名簿」という。）に登録するとともに、申請者にその旨を通知するものとする。

（登録事項の変更等）

第8条 登録名簿に登録された者（以下「登録者」という。）は、登録事項に変更があつたとき又は事業を廃止したときは、速やかにいわき市小規模修繕契約希望者登録変更届（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

（登録の取消し等）

第9条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- （1）市の区域内に本店又は住所を有しなくなったとき。
- （2）第4条各号に該当する者となったとき。
- （3）廃業した事実が判明したとき。

2 市長は、登録者がいわき市競争入札有資格者指名停止等措置要綱（平成28年3月30日制定）別表第1及び別表第2（以下「基準表」という。）における指名停止事由に該当すると認めるときは、基準表の指名停止期間の欄に掲げる期間の範囲内で、情状に応じて期間を定め、小規模修繕に該当する契約に係る業者の選定の対象者とししないこととする。

（登録者の取扱い）

第10条 市長は、小規模修繕に該当する契約に係る業者の選定に際しては、登録者を積極的に活用するよう努めるものとする。ただし、指名競争入札参加者要綱第4条第4項に規定する入札参加有資格者名簿の登録者からの選定を妨げるものではない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年7月1日から実施する。
- 2 平成25年度の定時申請に係る登録の有効期間は、第6条第3項の規定にかかわらず、登録した日から平成27年3月31日までとする。
- 3 平成25年度及び平成26年度の追加申請に係る受付期間は、第6条第2項の規定にかかわらず、平成25年10月1日から平成26年12月28日までとし、当該追加申請に係る登録の有効期間は、同条第3項の規定にかかわらず、登録した日から平成27年3月31日までとする。

附 則（平成26年12月16日）

この要綱は、平成26年12月16日から実施する。

附 則（平成28年3月30日）

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則（令和3年8月10日）

この要綱は、令和3年8月10日から実施する。

附 則（令和7年9月30日）

この要綱は、令和7年10月1日から実施する。